令和５年７月24日　月曜日　官　報　（号外第154号）

第十二号の二の二様式（用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル）（第三十八条関係）［別紙十六］

（第三片）

都道府県コード

法人道府県民税 事業税 特別法人事業税 領収済通知書 公 eL

都道府県	口座番号	加入者

所在地及び法人名

eL番号：　　eL-QR

年度	※処理事項	管理番号

事業年度又は連結事業年度　・　・　から　・　・　まで　　申告区分　中間予定　確定　修正　更正　決定　その他（　　）

			百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
法人道府県民税	法人税割額	01											
	均等割額	02											
	延滞金	03											
	計	04											
法人事業税・特別法人事業税	所得割額	05											
	付加価値割額	06											
	資本割額	07											
	収入割額	08											
	特別法人事業税額	09											
	計（05～09）	10											
	延滞金	11											
	過少申告加算金	12											
	不申告加算金	13											
	重加算金	14											
	計（10～14）	15											
合計額		16											

納期限	年　月　日	領収日付印	
課税事務所			
指定金融機関名（取りまとめ店）			
取りまとめ局			

上記のとおり通知します。（都道府県保管）

（第二片）

都道府県コード

法人道府県民税 事業税 特別法人事業税 納付書 公

都道府県	口座番号	加入者

所在地及び法人名

第三片の当該箇所にeL-QRが印字されているため、この箇所は使用しないこと。

eL番号：

年度	※処理事項	管理番号

事業年度又は連結事業年度　・　・　から　・　・　まで　　申告区分　中間予定　確定　修正　更正　決定　その他（　　）

			百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
法人道府県民税	法人税割額	01											
	均等割額	02											
	延滞金	03											
	計	04											
法人事業税・特別法人事業税	所得割額	05											
	付加価値割額	06											
	資本割額	07											
	収入割額	08											
	特別法人事業税額	09											
	計（05～09）	10											
	延滞金	11											
	過少申告加算金	12											
	不申告加算金	13											
	重加算金	14											
	計（10～14）	15											
合計額		16											

納期限	年　月　日	領収日付印	
課税事務所			
日計	口		
	円		

上記のとおり納付します。（金融機関又は郵便局保管）

（第一片）

都道府県コード

法人道府県民税 事業税 特別法人事業税 領収証書 公

都道府県	口座番号	加入者

所在地及び法人名

第三片の当該箇所にeL-QRが印字されているため、この箇所は使用しないこと。

eL番号：

年度	※処理事項	管理番号

事業年度又は連結事業年度　・　・　から　・　・　まで　　申告区分　中間予定　確定　修正　更正　決定　その他（　　）

			百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
法人道府県民税	法人税割額	01											
	均等割額	02											
	延滞金	03											
	計	04											
法人事業税・特別法人事業税	所得割額	05											
	付加価値割額	06											
	資本割額	07											
	収入割額	08											
	特別法人事業税額	09											
	計（05～09）	10											
	延滞金	11											
	過少申告加算金	12											
	不申告加算金	13											
	重加算金	14											
	計（10～14）	15											
合計額		16											

納期限	年　月　日	領収日付印	
課税事務所			

上記のとおり領収しました。（納税者保管）

◎この納付書は、３枚１組の複写式となっていますので、切り離さずに提出してください。

備考　１．　各片は、１辺をのり付けその他の方法により接続するものとすること。

２．　各辺に共通する事項（あらかじめ印刷されている事項を除く。）は、複写により記入するものとすること。

３．　eL-QRは、第三片に記載されている「eL-QR」の上部に印字すること。